

【 諮問事項 】 不均一保険料率（医療費の地域格差の特例）の設定について

1 制度概要

医療費の地域格差の特例

（高齢者の医療の確保に関する法律附則第 14 条）

- ①特例期間 最大 6 年間
- ②適用条件 被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町（施行前 3 年間（平成 15 年度から平成 17 年度）の平均で一人当たり老人医療給付費が広域連合全体と比較して 20%以上低く乖離している市町）
- ③特例割合 均一保険料率との差が、対象市町の判定に用いた給付等に要する費用の額の乖離率（給付費比率）の平成 20、21 年度は 3/6 以内、平成 22、23 年度は 2/6 以内、平成 24、25 年度は 1/6 以内となるよう設定
- ④特例の財源 国 1/2、県 1/2

2 現状

平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の平均で一人当たり老人医療給付費は、県全体で 815、902 円、神石高原町では、650、612 円で、乖離率は、20.25%となっている。

3 事務局方針（案）

医療費の地域格差の特例については、次のとおり適用する。

- 対象市町 神石高原町
- 適用年数 6 年
- 減額率 均一保険料率に対して
- 平成 20、21 年度は、10.12%
- 平成 22、23 年度は、6.75%
- 平成 24、25 年度は、3.37%低く設定

（理由）

医療費の著しく低い市町に居住する被保険者に対して、設けられている制度であり、激変緩和措置として、最大限の 6 年間行い、円滑な制度導入を図るものとする。

なお、軽減された保険料相当額について、国及び県からの財政負担があり、当該軽減を適用することによる他の被保険者への影響もない。

ただし、今後、県及び国との協議・検討を積極的に行っていく必要がある。

4 添付書類

平成 15 年度から平成 17 年度の老人医療費の乖離（別紙 1）

【高齢者の医療の確保に関する法律附則第 14 条】

後期高齢者医療広域連合は、第 104 条第 2 項の規定にかかわらず、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものの区域内に住所を有する被保険者の保険料については、平成 20 年 4 月 1 日から起算して 6 年以内において後期高齢者医療広域連合の条例で定める期間に限り、政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課することができる。

2 後期高齢者医療広域連合が前項の規定により不均一の保険料の賦課をした場合において、当該賦課により得られるべき保険料の総額が第 104 条第 2 項本文の規定に基づく保険料の賦課を行うこととした場合に得られるべき保険料の総額に比べて減少することとなるときは、後期高齢者医療広域連合は、当該減少することとなる保険料の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を、政令で定めるところにより、一般会計から後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。

3 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の 2 分の 1 に相当する額を負担する。

4 都道府県は、政令で定めるところにより、第 2 項に規定による繰入金の 2 分の 1 に相当する額を負担する。

平成15年度から平成17年度の老人医療費の乖離

①実績

	老人医療受給対象者数			老人医療給付費		
	[人]			[円]		
	H15	H16	H17	H15	H16	H17
1 広島市	113,164	108,671	103,960	98,176,473,844	97,696,508,230	97,190,146,760
2 呉市	42,501	40,432	38,400	32,242,942,943	32,155,721,197	32,348,339,023
3 竹原市	5,993	5,752	5,514	4,801,016,506	4,720,334,751	4,777,552,655
4 三原市	18,056	17,283	16,506	14,659,058,758	14,799,767,554	14,614,941,628
5 尾道市	28,538	27,206	25,967	22,171,847,816	21,611,451,161	21,699,994,925
6 福山市	56,211	53,961	51,636	39,851,280,597	39,752,674,305	40,208,130,383
7 府中市	8,430	8,073	7,722	5,617,099,800	5,687,627,792	5,677,422,396
8 三次市	13,051	12,444	11,806	9,309,605,470	9,250,515,364	9,152,092,223
9 庄原市	11,556	11,046	10,464	7,523,832,322	7,518,433,095	7,371,752,858
10 大竹市	4,815	4,587	4,382	3,848,827,039	3,697,241,113	3,786,231,013
11 東広島市	19,490	18,687	17,927	15,495,413,848	15,093,391,389	14,856,984,477
12 廿日市市	14,473	13,928	13,378	11,866,570,496	11,924,864,345	12,372,462,990
13 安芸高田市	7,968	7,646	7,291	5,462,423,491	5,601,660,064	5,578,659,429
14 江田島市	6,935	6,633	6,320	5,049,710,889	5,187,785,577	5,341,905,284
15 府中町	4,837	4,626	4,450	4,310,408,912	4,284,275,317	4,444,276,577
16 海田町	2,629	2,521	2,425	2,143,089,681	2,180,123,643	2,226,326,414
17 熊野町	2,749	2,654	2,544	1,954,403,098	1,975,415,141	2,062,054,840
18 坂町	2,133	2,031	1,937	1,823,444,582	1,749,149,899	1,768,196,345
19 安芸太田町	2,701	2,589	2,445	2,022,887,358	2,047,437,843	2,107,533,280
20 北広島町	5,166	4,920	4,689	3,795,469,863	3,623,163,549	3,542,435,843
21 大崎上島町	2,796	2,659	2,518	2,027,764,217	2,010,655,362	2,043,742,196
22 世羅町	5,021	4,812	4,596	3,163,550,644	3,179,921,650	3,194,517,265
23 神石高原町	3,910	3,724	3,554	2,502,244,756	2,367,615,621	2,402,866,914
県(計)	383,118	366,887	350,431	299,819,366,930	298,115,733,962	298,768,565,718

H15～H17の「被保険者数」及び「医療費(給付費)」は、県資料の実績数値を使用した。

老人医療受給対象者数: 当該年度における各月毎の老人医療受給対象者数の平均値を四捨五入。各市町合計=県(計)とはならない。

②広域連合内の平均老人医療費に対する割合(差額)

	毎年の状況						直近3年間平均	
	H15		H16		H17		(H15-17)	
	医療費	割合	医療費	割合	医療費	割合	医療費	割合
	[円]	[%]	[円]	[%]	[円]	[%]	[円]	[%]
1 広島市	867,559	10.85	899,012	10.64	934,880	9.65	900,484	10.36
2 呉市	758,640	3.05	795,304	2.12	842,405	1.19	798,783	2.09
3 竹原市	801,104	2.36	820,642	0.99	866,440	1.62	829,395	1.65
4 三原市	811,866	3.74	856,319	5.38	885,432	3.85	851,206	4.32
5 尾道市	776,924	0.72	794,363	2.23	835,676	1.98	802,321	1.66
6 福山市	708,959	9.40	736,693	9.33	778,684	8.66	741,445	9.12
7 府中市	666,323	14.85	704,525	13.29	735,227	13.76	702,025	13.95
8 三次市	713,325	8.84	743,372	8.51	775,207	9.07	743,968	8.81
9 庄原市	651,076	16.80	680,648	16.23	704,487	17.36	678,737	16.81
10 大竹市	799,341	2.14	806,026	0.80	864,042	1.34	823,136	0.88
11 東広島市	795,044	1.59	807,695	0.59	828,749	2.79	810,496	0.66
12 廿日市市	819,911	4.77	856,179	5.36	924,837	8.47	866,976	6.25
13 安芸高田市	685,545	12.39	732,626	9.83	765,143	10.25	727,771	10.80
14 江田島市	728,149	6.95	782,118	3.74	845,238	0.86	785,168	3.76
15 府中町	891,133	13.87	926,130	13.97	998,714	17.14	938,659	15.04
16 海田町	815,173	4.16	864,785	6.42	918,073	7.68	866,010	6.14
17 熊野町	710,951	9.15	744,316	8.39	810,556	4.92	755,274	7.43
18 坂町	854,873	9.23	861,226	5.98	912,853	7.07	876,317	7.40
19 安芸太田町	748,940	4.29	790,822	2.67	861,977	1.10	800,580	1.87
20 北広島町	734,702	6.11	736,415	9.37	755,478	11.38	742,198	9.03
21 大崎上島町	725,238	7.32	756,170	6.93	811,653	4.79	764,354	6.31
22 世羅町	630,064	19.48	660,832	18.67	695,065	18.47	661,987	18.86
23 神石高原町	639,960	18.22	635,772	21.75	676,102	20.69	650,611	20.25
県(平均)	782,577	0.00	812,555	0.00	852,575	0.00	815,902	